

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月15日
【会社名】	ANAホールディングス株式会社
【英訳名】	ANA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片野坂 真哉
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6735)1001
【事務連絡者氏名】	グループ総務部長 植野 素明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6735)1001
【事務連絡者氏名】	グループ総務部長 植野 素明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 30,004,646,800円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年11月27日付をもって提出した有価証券届出書及び2020年12月7日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2020年12月15日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、また、記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限29,856,646,800円については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額183,872,913,200円及び海外募集の手取概算額上限91,526,240,000円と合わせ、手取概算額合計上限305,255,800,000円について、200,000,000,000円を2023年3月末までに、中長期的な成長原資として、需給適合対応力の向上(1)と環境負荷の低減(2)を実現するボーイング787型機(787-9型機及び787-10型機)の購入を含む設備投資資金に充当し、残額が生じた場合は、リスク耐性を高めるための財務基盤の強化として、2023年3月末までに長期債務の返済資金に充当する予定であります。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限29,856,646,800円については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額183,872,913,200円及び海外募集の手取概算額91,526,240,000円と合わせ、手取概算額合計上限305,255,800,000円について、200,000,000,000円を2023年3月末までに、中長期的な成長原資として、需給適合対応力の向上(1)と環境負荷の低減(2)を実現するボーイング787型機(787-9型機及び787-10型機)の購入を含む設備投資資金に充当し、残額が生じた場合は、リスク耐性を高めるための財務基盤の強化として、2023年3月末までに長期債務の返済資金に充当する予定であります。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

(訂正前)

<前略>

公募による新株式発行の発行株式総数は126,310,000株であり、国内一般募集株数84,310,000株及び海外募集株数42,000,000株(海外引受会社の買取引受けの対象株数37,440,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数4,560,000株)の募集が行われます。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公募による新株式発行は、国内一般募集株数84,310,000株及び海外募集株数42,000,000株(海外引受会社の買取引受けの対象株数37,440,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数4,560,000株)で募集が行われましたが、海外引受会社に付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式数が4,560,000株となったため、海外募集株数は42,000,000株となり、発行株式総数は126,310,000株となりました。

<後略>

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第70期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年7月17日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月6日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2020年11月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月27日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本4の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第70期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年7月17日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第71期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月6日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2020年11月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月27日に関東財務局長に提出

（注）の全文削除

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記4臨時報告書の訂正報告書）を2020年12月7日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記4臨時報告書の訂正報告書）を2020年12月15日に関東財務局長に提出